

岐阜県公報

第二千四百三十六号
平成二十五年四月十二日

(金曜日)

目次

告 示

- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 二五九
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (同) 二六〇
- 建築基準法に基づく道路の位置指定 (建築指導課) 二六一
- 建築士事務所処分 (同) 二六二
- 保安林の指定 (可茂農林事務所) 二六二

公 示

- 大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業流通課) 二六三
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (同) 二六三
- 公共測量の終了 (用地課) 二六四
- 開発行為の工事の完了 (建築指導課) 二六五
- 土地改良区役員の退任及び就任 (西濃農林事務所) 二六五
- 同 (恵那農林事務所) 二六六

告 示

岐阜県告示第百三十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
馬道ヶ峰東	恵那市山岡町田代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹平	恵那市山岡町田代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
萩原3	恵那市山岡町田代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿爪2	恵那市山岡町田代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹平1沢	恵那市山岡町田代	次の図のとおり	土石流
猿爪1沢	恵那市山岡町田代	次の図のとおり	土石流
東町3沢	恵那市山岡町田代	次の図のとおり	土石流
東町4沢	恵那市山岡町原	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年四月十二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩利山後	山県市梅原七日市	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
粟野東4丁目	山県市高富田倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸野田1	山県市高富森	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年四月十二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上切1	加茂郡富加町加治田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上切2 加茂郡富加町加治田 次の図のとおり 急傾斜地の崩壊

関也1 加茂郡富加町加治田 次の図のとおり 急傾斜地の崩壊

上切3 加茂郡富加町加治田 次の図のとおり 急傾斜地の崩壊

関也2 加茂郡富加町加治田 次の図のとおり 急傾斜地の崩壊

関也3 加茂郡富加町加治田 次の図のとおり 急傾斜地の崩壊

別所第二川 加茂郡富加町加治田 次の図のとおり 土石流

別所第一川 加茂郡富加町加治田 次の図のとおり 土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び富加町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年四月十二日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
馬道ヶ峰東	恵那市山岡町田代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹平	恵那市山岡町田代	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岩利山後	山県市梅原七丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸野田1	山県市高宮森	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上切1	加茂郡富加町加治田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上切2	加茂郡富加町加治田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関也1	加茂郡富加町加治田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上切3	加茂郡富加町加治田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関也2	加茂郡富加町加治田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
関也3	加茂郡富加町加治田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別所第二川	加茂郡富加町加治田	次の図のとおり	土石流
別所第一川	加茂郡富加町加治田	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び富加町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百四十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成二十五年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜建築事務所

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	指 定 日
瑞穂市別府字堤内四ノ町一五九番	四〇〇	三・三五	岐建築第九号の二四	平成二五・一・二五
羽島郡笠松町無動寺字定広一三番五	四・八五	二五・〇	岐建築第九号の二八	同 一・一七

西濃建築事務所

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）	指定番号	指 定 日
-----	----------	----------	------	-------

揖斐郡大野町大字公郷字十六ノ坪二九〇〇番九	六〇〇	二五・三	西建築第一二五号の一	平成二五・三・一五
揖斐郡大野町大字公郷字十六ノ坪二九〇〇番一	四・五〇	二五・六	同	同

中濃建築事務所

美濃加茂市下米田町小山字上井領九七四番四及び九七九番の一部	六〇〇	七五・二七	中建築第三七号の二三	平成二五・二・四
関市栄町四丁目八九番四及び同番四地先法定外公共物(道路、水路)の一部	四・六五	三三・〇〇	中建築第三七号の二四	同二・五
同市小屋名字西屋敷一〇九番四	六〇〇	二五・八三	中建築第三七号の二五	同二・五
美濃加茂市新池町二丁目字寺田一八八五番七から同町三丁目字下平一五八五番九	六〇〇	五〇・八	中建築第三七号の二六	同二・三
同市同町二丁目字下平一六〇六番一の一部	六〇〇	二五・五	同	同
美濃市大字笠神字土取一三三三番九	六〇〇	四三・六三	中建築第三七号の二七	平成二五・三・元

東濃建築事務所

中津川市駒場字町裏五二六番一九	六〇〇	六〇・一八	東建築第六五号の一	平成二五・一・三
同市茄子川字鳳雲庵九九七番七六から同番七七まで	五〇〇	五〇・四	東建築第六五号の二	同二・五

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百四十一号

建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第二十六条第二項の規定により建築士事務所の処分をしたので、同条第四項において準用する法第十条第五項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 処分をした年月日
平成二十五年三月二十二日

- 二 被処分者
名称
東濃設計社
所在地
岐阜県瑞浪市山田町一五五九番地一

- (一) 開設者の氏名
白石 敏明

- (二) 建築士事務所の別
一級建築士事務所

- (三) 登録番号
岐阜県知事登録第六三九三号

- (四) 処分の内容
平成二十五年四月一日から三か月の建築士事務所の閉鎖

- (五) 処分の原因となった事実
東濃設計社の管理建築士である者が法第十条第一項の規定により国土交通大臣から懲戒処分を受けた。

岐阜県告示第二百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十五年四月十二日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林の所在場所

<p>一 届出年月日</p> <p>平成二十五年四月十二日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>公 示</p> <p>大規模小売店舗の新設の届出に関する件</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。</p> <p>なお、その届出書等は平成二十五年四月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。</p> <p>また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。</p>
<p>一 届出年月日</p> <p>平成二十五年四月三日</p> <p>二 届出者の氏名又は名称</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>大規模小売店舗の変更の届出に関する件</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。</p> <p>なお、その変更届出書等は平成二十五年四月十二日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。</p> <p>また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十五年四月十二日</p> <p>平成二十五年四月二日</p> <p>二 届出者の氏名又は名称 オリックス株式会社</p> <p>三 建物の名称及び所在地 （仮称）関市寿町複合店舗 関市寿町二丁目八一</p> <p>四 大規模小売店舗の新設日 平成二十五年十二月三日</p> <p>五 店舗面積 二、〇二六平方メートル</p> <p>六 駐車場の収容台数 八五台</p> <p>七 荷さばき施設の面積 一、一〇平方メートル</p>

加茂郡東白川村越原字砂場九九七の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

平成二十五年四月二日

二 届出者の氏名又は名称

オリックス株式会社

三 建物の名称及び所在地

(仮称) 関市寿町複合店舗

関市寿町二丁目八一

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十五年十二月三日

五 店舗面積

二、〇二六平方メートル

六 駐車場の収容台数

八五台

七 荷さばき施設の面積

一、一〇平方メートル

株式会社三洋堂ホールディングス
建物の名称及び所在地

三洋堂書店長良店

岐阜市福光西二丁目五番一六号 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 株式会社三洋堂書店

(変更後) 株式会社三洋堂ホールディングス

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社三洋堂書店 (株式会社三洋堂ホールディングス) 代表取締役

加藤和裕

(変更後) 株式会社三洋堂書店 代表取締役 加藤和裕

公共測量の終了

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量 (水準測量)

三 作業期間

平成二十四年八月二十七日から

同 二十五年三月十五日まで

四 作業地域

羽島市、海津市及び養老郡養老町

公共測量の終了

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により高山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

高山市

二 作業種類

公共測量 (都市計画基本図修正)

三 作業期間

平成二十四年六月二十八日から

同 二十五年三月二十九日まで

四 作業地域

高山市 (高山都市計画区域)

公共測量の終了

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により本県市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年四月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

本県市

二 作業種類

三 公共測量（道路台帳更新）
 作業期間
 平成二十四年五月二十八日から
 同 二十五年三月二十二日まで
 作業地域
 本県市全域

開発行為の工事の完了
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。
 平成二十五年四月十二日
 岐阜県知事 古 田 肇

同西建築第八二号の四 同 二四・一一・二一 同西建築第八四号の 七 同二五・二・七	安八郡輪之内町大藪字西ノ寺六三番、 六二五番一、六二五番一、六四一番、 六四四番三、六四五番、六四六番、六 四八番及び六四九番	道路、 緑地	同	安八郡輪之内町大藪一三五 東洋産業株式会社 代表取締役 安 田 和 雄
同西建築第八一号の六 同 二四・一〇・三三	安八郡安八町南今ヶ淵字中筋五四一 番一及び五四二番一	道路	同	愛知県豊橋市神ノ輪町二〇番地の二 株式会社光克 代表取締役 洪 本 正 克
同岐阜建築第三〇号 同 二四・九・一四 同岐阜建築第三二号の 二四 同二五・二・一九	本県市小柿字下起一〇五六番外四〇筆	道路、水路 消防の用に 供する貯水 施設	同	福井県坂井市丸岡町下久米田三八 三三三 ゲンキー株式会社 代表取締役社長 藤 永 賢 一
岐阜県指令岐建築第二六 号の二二 平成二四・一一・七 同岐建築第三二号の 二三 同二五・一・二八	羽島市足近町五丁目五八二番及び五八 三番	道路	開発登録簿 による	岐阜市藪田南四丁目一番一五号 株式会社アルミック 代表取締役 末 武 悟

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規
 定により公示する。

平成二十五年四月十二日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土 改 良 区 地 名	退 任 日	役 名	氏 名	住 所
養 老 町 石 畑 地 改 良 区	平 成 二 五 年 三 月 三 日	理 事	野 村 千 浩	養 老 郡 養 老 町 石 畑 八 三 番 地 一
山 幡 守		同	新 井 智 之	同 八 八 六 番 地
細 川 秀 夫		同	山 幡 守	同 一 〇 九 六 番 地
中 嶋 康 夫		同	細 川 秀 夫	同 一 四 九 九 番 地
小 寺 哲 雄		同	中 嶋 康 夫	同 一 五 二 番 地 三
伊 藤 哲 男		同	小 寺 哲 雄	同 三 八 五 番 地
日 比 健 治		同	伊 藤 哲 男	同 三 三 五 番 地 一
細 川 忠 男		同	日 比 健 治	同 五 五 九 番 地 二
細 川 時 佳		同	細 川 忠 男	同 二 二 六 番 地 一
若 山 英 夫		同	細 川 時 佳	同 二 六 番 地
野 村 一 義		同	若 山 英 夫	同 九 六 番 地
安 藤 隆 雄		同	野 村 一 義	同 三 九 番 地
藤 塚 滿 義		同	安 藤 隆 雄	同 一 八 七 番 地
山 幡 清 己		同	藤 塚 滿 義	同 一 〇 三 八 番 地 二
伊 藤 清 己		同	山 幡 清 己	同 九 三 四 番 地
細 川 正 男		同	伊 藤 清 己	同 二 六 一 番 地
同		同	細 川 正 男	同 五 六 一 番 地

就任した役員

土 改 良 区 地 名	就 任 日	役 名	氏 名	住 所
養 老 町 石 畑 地 改 良 区	平 成 二 五 年 四 月 一 日	理 事	野 村 千 浩	養 老 郡 養 老 町 石 畑 八 三 番 地 一
同		同	古 市 利 治	同 一 五 〇 二 番 地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年四月十二日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土 改 良 区 地 名	退 任 日	役 名	氏 名	住 所
養 老 町 石 畑 地 改 良 区	平 成 二 五 年 三 月 三 日	理 事	野 村 千 浩	養 老 郡 養 老 町 石 畑 八 三 番 地 一
同		同	古 市 利 治	同 一 五 〇 二 番 地
山 幡 守		同	新 井 智 之	同 八 八 六 番 地
細 川 秀 夫		同	山 幡 守	同 一 〇 九 六 番 地
中 嶋 康 夫		同	細 川 秀 夫	同 一 四 九 九 番 地
小 寺 哲 雄		同	中 嶋 康 夫	同 一 五 二 番 地 三
伊 藤 哲 男		同	小 寺 哲 雄	同 三 八 五 番 地
日 比 健 治		同	伊 藤 哲 男	同 三 三 五 番 地 一
細 川 忠 男		同	日 比 健 治	同 五 五 九 番 地 二
細 川 時 佳		同	細 川 忠 男	同 二 二 六 番 地 一
若 山 英 夫		同	細 川 時 佳	同 二 六 番 地
野 村 一 義		同	若 山 英 夫	同 九 六 番 地
安 藤 隆 雄		同	野 村 一 義	同 三 九 番 地
藤 塚 滿 義		同	安 藤 隆 雄	同 一 八 七 番 地
山 幡 清 己		同	藤 塚 滿 義	同 一 〇 三 八 番 地 二
伊 藤 清 己		同	山 幡 清 己	同 九 三 四 番 地
細 川 正 男		同	伊 藤 清 己	同 二 六 一 番 地
同		同	細 川 正 男	同 五 六 一 番 地

土 改 良 区 地 名	退 任 日	役 名	氏 名	住 所
養 老 町 石 畑 地 改 良 区	平 成 二 五 年 三 月 三 日	理 事	野 村 千 浩	養 老 郡 養 老 町 石 畑 八 三 番 地 一
同		同	古 市 利 治	同 一 五 〇 二 番 地

就任した役員

土 改 良 区 地 名	就 任 日	役 名	氏 名	住 所
養 老 町 石 畑 地 改 良 区	平 成 二 五 年 四 月 一 日	理 事	野 村 千 浩	養 老 郡 養 老 町 石 畑 八 三 番 地 一
同		同	古 市 利 治	同 一 五 〇 二 番 地

平成二十五年四月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

同
小木曾 一 隆
同
三郷町佐々良木一九四番地二五八

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社